

奈医大女研第10号  
令和5年12月1日

各所属長 殿

学長 細井裕司

### 第13回女性研究者学術研究奨励賞の募集について

本学においては、優れた研究成果を挙げた本学の女性研究者に対して、その研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、女性研究者学術研究奨励賞を授与しています。

つきましては、別紙募集要項により受賞候補者を募集しますので**(令和6年1月31日(水)正午〆切)**、関係職員に周知されますようお願いいたします。

なお、募集要項及び申請書は、学内専用ホームページ>女性研究者・医師支援センター>女性研究者学術研究奨励賞に掲載しています。

女性研究者・医師支援センター  
マネージャー 須崎 康恵  
(事務担当 津崎)  
内線：2525  
Email：jshien@naramed-u.ac.jp

(別紙)

## 第13回 奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞募集要項

### 1 目的

優れた研究成果を挙げた奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資することを目的とする。

### 2 応募資格

応募資格は、次の各号のすべてに該当する者で、学術上優れた研究成果を挙げた者とする。

- (1) 本学女性研究者であること。
- (2) 医学科・看護学科の教員（教授を除く教員で、寄附講座教員、特任教員及び共同研究講座教員を含む。）、博士研究員、特別研究員、大学院生又は医員であること。

### 3 応募方法

- (1) 所属長は、所属の教職員等で受賞にふさわしい者がいる時は、別紙様式により、所定の期日 **令和6年1月31日（水）正午までに、女性研究者・医師支援センターへ推薦**すること。

なお、大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員が推薦すること。

- (2) 推薦できる人数は、一所属（大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員の所属あたり、教員、博士研究員、特別研究員、大学院生及び医員を含めて1人とする。

### 4 選考方法

学内に設置する選考委員会において厳正かつ公正に選考し、選考結果を推薦者に通知する。

### 5 受賞者数

原則、1人

### 6 表彰

表彰状を授与するほか、副賞として研究奨励金及び記念品を授与する。

### 7 受賞者による講演

受賞者は、女性研究者・医師支援センターが実施する講演会等で、受賞研究テーマ等に関する講演を行うこと。

### 8 その他

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 受賞者の氏名、略歴及び研究業績等は公表されるので、推薦に際し、推薦者及び被推薦者はあらかじめ了解しておくこと。
- (3) 提出書類に含まれる個人情報等は、厳重に管理し、本事業の目的のみに利用するものであること。
- (4) 申請書の様式は、学内専用ホームページ>女性研究者・医師支援センター>女性研究者学術研究奨励賞よりダウンロードできます。

(別紙様式) 奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞受賞候補者推薦書

奈良県立医科大学 学長 細井裕司 殿

次のとおり、奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞の受賞候補者を推薦します。

令和 年 月 日

所属所名.....

職・氏名..... 印

受賞候補者				
ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日生 ( 歳)	性別 男・女
所属所名		職名		
学歴 (高卒から)				
研究歴 及び 職歴				
免許	種類 (番号)	取得 年月日	年 月 日	
学位	称号 (番号)	取得 年月日	年 月 日	
その他の 資格	名称 (番号)	取得 年月日	年 月 日	
賞罰				

1. 推薦の対象となるこれまでの研究

(1) テーマ

(2) 期間

(3) 共同研究者

(4) 研究業績 (研究論文等)

記入例: [Shimada K, Fujii T, Tsujikawa K, Anai S, Fujimoto K, Konishi N.](#) ALKBH3 contributes to survival and angiogenesis of human urothelial carcinoma cells through NADPH oxidase and tweak/Fn14/VEGF signals. *Clin Cancer Res*, 18(19):5247-55, 2012. 【impact factor: 7.837】

(5) 上記研究の特色 (独創性、先見性など)

2. 当該研究分野における国内及び国外における現状

### 3. 推薦理由

#### [記載上の注意]

- (1) 大学院生を推薦する場合、当該者に係る「所属所名」は専攻課程名を、「職名」は在籍する学年を記載すること。
- (2) 「1. (4) 研究業績 (研究論文等)」に記載する論文は、**10編以内 (各論文ごとにインパクトファクターを記載すること)**とし、アブストラクト、講演記録等は除くこと。また、**代表的な論文1編の写しを添付**すること。

(参考)

## 女性研究者学術研究奨励賞における選考方法について

(平成 24 年 3 月 5 日 女性研究者学術研究奨励賞選考委員会決定)

次の観点から検討した上で、総合評価を行い、最高の評価を得た者を授賞者に決定する。

### 1 研究面

- 自らが主体となって取り組んでいる研究か
- 主として本学での研究活動に基づく研究成果か
- 以前の業績ではなく、現在も引き続き研究を継続しており、着実に業績をあげているか
- 本学の得意分野もしくは伝統的に取り組んでいる分野を継承し、本学としての研究の独自性を一層推進しているか
- 新規性・独自性のある研究か
- 今後も更なる発展が見込める研究か
- 研究成果が、当該研究分野だけでなく、広く他の研究分野の進展に大きく貢献する、あるいは新しい学問分野の開拓につながる等、学術的な波及効果が期待できるか
- 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で、社会・地域に貢献できるものか

### 2 人物面

- 研究活動だけでなく、教育・診療・社会的活動にも熱心に取り組んでいるか
- 他の女性研究者はもちろんのこと、本学全ての研究者や大学院生、学部学生等の鑑となりうる人物か

## 奈良県立医科大学女性研究者表彰要項

(目的)

第1条 この要項は、優れた研究成果を挙げた奈良県立医科大学（以下「本学」という。）の女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、「奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞」を創設するとともに、その表彰等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、次の各号すべてに該当する者で、学術上優れた研究成果を挙げていると認められる者に対して行う。

(1) 本学女性研究者であること

(2) 医学科・看護学科の教員（教授を除く教員で、寄附講座教員、特任教員及び共同研究講座教員を含む。）、博士研究員、特別研究員、大学院生又は医員であること

(推薦)

第3条 所属長は、前条に該当するものと認められる者を学長に推薦することができる。なお、大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員が推薦する。

2 推薦できる人数は、一所属（大学院生を推薦する場合は、主科目研究指導教員の所属）あたり、教員、博士研究員、特別研究員、大学院生及び医員を含めて1人とする。

(選考委員会)

第4条 選考を行うため、奈良県立医科大学女性研究者学術研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前条の規定により推薦のあった者について、授賞者を選考する。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 学長

(2) 女性研究者・医師支援センター長

(3) 附属病院長

(4) 総務経営担当理事

(5) 研究部長

(6) 女性研究者・医師支援センター運営委員会委員のうちから学長の指名する者 若干名

(7) 女性研究者・医師支援センター教職員のうちから学長の指名する者 若干名

4 前項第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

9 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

10 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(表彰)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状授与に併せ、副賞として、研究奨励金及び記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 本表彰に係る事務は、女性研究者・医師支援センター事務局が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成23年12月8日から施行する。

2 第4条第4項の規定にかかわらず、同条第3項第6号及び第7号の委員の最初の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。